

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

ホステスに支払う報酬・料金に係る源泉税

Q ホステスに支払う報酬については、通常の税理士等に支払う源泉徴収と異なる計算で源泉税額を計算するそうですが、どのように計算するのでしょうか？ホステスを社員として雇用した場合と、計算方法は異なるのでしょうか？

解説

ホステスに報酬を支払う場合、源泉徴収が必要です。その支払いが従業員に対する給与か個人事業主に対する外注費かで、源泉徴収税額は異なります。

1. 外注費に該当する場合のホステスの源泉徴収税率

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{支払報酬額} - 5,000 \text{ 円} \times \text{計算期間の日数}) \times 10.21\%$$

※支払報酬額…契約金、報奨金、衣装代、深夜帰宅するためのタクシー代等を含む
計算期間の日数…報酬の支払金額の計算の基礎となった日数（営業日数や出勤日数ではない）

計算例) 月の支払額=50万円、その月の日数31日、勤務日数20日の場合
 $(500,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円} \times 31 \text{ 日}) \times 10.21\% = 35,224 \text{ 円}$

2. 給与に該当する場合のホステスの源泉徴収税率

通常の従業員と同様に「給与所得の源泉税額表」等を基に計算します。

3. 給与か外注費か？

給与か外注費かは以下の項目を参考に総合的に判断します。

- ✓売上に応じた歩合制か？（完全歩合制ならば外注費）
- ✓数店舗を掛け持ちしているか？（掛け持ちしていれば外注費）
- ✓売掛金の回収責任を負っているか？（負っていれば外注費）
- ✓時給や日給で払っていないか？（時給や日給で払っていれば給与）
- ✓出勤表やタイムカードにより管理されているか？（管理されていれば給与）

美容代や衣装代をホステスが自分で負担していても給与が外注かの判断では考慮されません（サラリーマンであっても、美容院代や靴・衣装代は自己負担だからです。）

4. 源泉税の納付

外注費としてホステスに支払った報酬から控除した源泉徴収税額は、納期の特例の対象とはならないので、支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。

要するに…

ホステスに支払う報酬は一般の源泉税の計算方法と異なります。また、万一、外注費ではなく給与と認定されると、源泉税だけの問題ではなくなり、消費税の追加納付となる可能性もあります。